

令和8年度 指名停止通知済業者一覧表(1)

会社所在地	指名停止期間	指名停止地域	指名停止理由
1 丸友開発株式会社 静岡県浜松市	自 令和8年4月2日 至 令和8年5月1日 (1ヶ月間)	関東・甲信越	当該事業者は、静岡県磐田市内の民間発注工事ほか15件の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反し、その現場に専任の主任技術者等でなければならない者を、他の現場の主任技術者等として兼務させていた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年2月17日、静岡県知事より指示処分を受けた。 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為)
2 角田建設工業株式会社 群馬県利根郡	自 令和8年4月17日 至 令和8年6月16日 (2ヶ月間)	管内全域	当該事業者は、令和7年6月30日を審査基準日とする経営事項審査において、偽造した書類を添付し、虚偽の申請を行った。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年2月26日、群馬県知事から指示処分を受けた。 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為)
3 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 東京都千代田区	自 令和8年4月17日 至 令和8年6月16日 (2ヶ月間)	管内全域	当該連合会の専務理事(当時)は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて(株)共栄ALUGAZ(現(株)MACHIづくり)に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、(株)共栄ALUGAZ 関連会社の(株)共栄商会取締役として、水増した虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。その後、同専務理事(当時)は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。 措置要領別表第 2 第16号 (不正又は不誠実な行為)
4 一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会 東京都千代田区	自 令和8年4月17日 至 令和8年6月16日 (2ヶ月間)	管内全域	当該協会の代表理事は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて(株)共栄ALUGAZ(現(株)MACHIづくり)に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、(株)共栄ALUGAZ 関連会社の(株)共栄商会取締役として、水増した虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。その後、同代表理事は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。 措置要領別表第 2 第16号 (不正又は不誠実な行為)
5 東洋シャッター株式会社 大阪府大阪市	自 令和8年5月15日 至 令和8年6月25日 (6週間)	関東・甲信越	当該事業者は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年2月24日、建設業許可部局である近畿地方整備局長から監督処分(営業停止10日間)を受けた。 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為)
6 株式会社大林組 東京都港区	自 令和8年5月15日 至 令和8年6月14日 (1ヶ月間)	関東・甲信越	当該事業者は、山梨県内で施工中の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか工事において、令和6年10月4日に発生した協力会社の作業員が負傷した労働災害に関して、当該事業者の社員が所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていた。 この件について、当該事業者及び当該事業者の社員2名は、令和8年3月24日付で飯沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金20万円の略式命令を受けた。 措置要領別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)